

福岡県公報

平成19年10月26日

第 2 7 4 3 号

目 次

告 示 (第2008号 - 第2025号)

養鶏振興法に基づくふ化業者の登録	(畜産課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
都市計画事業の施行	(公園街路課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	4
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定の取消し	(農地計画課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
公共測量の実施	(土木管理課)	8
公共測量の実施	(土木管理課)	8
公 告			
平成19年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課)	8
第36回採石業務管理者試験の合格者の発表	(工業保安課)	9

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) 9

再 掲

市の町の区域の設定 (地方課)10

正 誤

換地を定めない土地の指定 (平成19年10月福岡県告示第1820号) 中正誤13

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (平成19年10月17日福岡県公報第2743号公告) 中正誤13

告 示

福岡県告示第2008号

養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	登録業者		ふ 化 場		登録年月日
	名 称	住 所	名 称	所在地	
19 - 1	株式会社森 孵卵場福岡 工場	朝倉市三奈木 650番地	株式会社森 孵卵場福岡 工場	朝倉市三奈木 650番地	平成19年10月22日

福岡県告示第2009号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市柿原字城1278 - 2、1278 - 3、字若山1282 - 4、1282 - 5、1282 - 7、1282

- 8、1282 - 14、1282 - 16、1282 - 18、1282 - 19、1282 - 25から1282 - 34まで、字大谷1321 - 2、1321 - 58、1321 - 74及び1321 - 75

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 朝倉市柿原字大谷1321番地11
 株式会社創栄 代表取締役 和佐野 リエ

福岡県告示第2010号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 水巻都市計画道路事業 3・3・3号 芦屋水巻中間線
- 2 施行者の名称
 福岡県
- 3 事務所の所在地
 福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県北九州土木事務所 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分
 遠賀郡水巻町頃末南1丁目及び頃末南2丁目、鯉口、吉田西1丁目並びに吉田東1丁目地内
- (2) 使用の部分
 遠賀郡水巻町頃末南1丁目及び頃末南2丁目地内

福岡県告示第2011号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 長谷2丁目（C）
- 2 区域の所在地 北九州市門司区長谷二丁目
- 3 土地の表示
 北九州市門司区長谷二丁目内街区補助基準点2A464（4級基準点北緯33度56分26.7604秒、東経130度58分31.7109秒）を基準点とし、次に掲げる地点に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号を結んだ線に囲まれた区域

地点の表示	標柱番号
基準点から75度52分59秒、74.395メートルの地点	1号
標柱番号1号の地点から135度27分30秒、13.792メートルの地点	2号
標柱番号2号の地点から220度39分10秒、12.902メートルの地点	3号
標柱番号3号の地点から115度59分49秒、17.323メートルの地点	4号
標柱番号4号の地点から354度59分59秒、8.421メートルの地点	5号
標柱番号5号の地点から57度38分57秒、8.141メートルの地点	6号
標柱番号6号の地点から161度21分25秒、9.485メートルの地点	7号
標柱番号7号の地点から137度51分45秒、15.887メートルの地点	8号
標柱番号8号の地点から120度17分33秒、19.206メートルの地点	9号
標柱番号9号の地点から225度30分30秒、34.278メートルの地点	10号
標柱番号10号の地点から310度29分36秒、21.247メートルの地点	11号
標柱番号11号の地点から295度27分14秒、29.608メートルの地点	12号
標柱番号12号の地点から350度29分55秒、31.841メートルの地点	13号

福岡県告示第2012号

朝倉郡山田堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
井 福 善 嗣	朝倉市山田2175番地 5
藤 井 開	" 菱野892番地
林 彌智夫	" 古毛2668番地
井 上 貞 藏	" 田中220番地 1
久 保 保	" 長淵571番地 1
柳 原 文 雄	" 入地1898番地
田 中 光 藏	" 大庭3124番地 1
徳 永 誠一郎	" " 3976番地 3
調 孝 雄	" " 3828番地 2
古 賀 良 博	" 石成544番地 4
奥 野 恒 敏	" 中島田35番地
西 岡 隆 士	" 福光511番地 1
空 閑 富 夫	" 中23番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
田 中 忠 幸	朝倉市古毛1381番地 2
江 藤 一 三	" 田中225番地
羽 野 九 門	" 大庭4890番地

3 就任理事

氏 名	住 所
櫻 木 利 國	朝倉市山田783番地 1
久保山 晴 正	" 菱野1112番地 1
池 田 金 彌	" 古毛1716番地
江 藤 勇	" 田中257番地

江 藤 義 行	" 多々連247番地 1
森 部 勝	" 長淵803番地 1
丸 林 宗 利	" 入地1721番地 3
鶴 田 正 親	" 大庭3121番地
矢 野 慶 則	" " 4138番地 2
小 柳 義 親	" " 4885番地
白 水 福 雄	" 石成1051番地
酒 井 佑 二	" 中島田470番地 4
西 岡 隆 士	" 福光511番地 1
林 雅 則	" 鶴木289番地

4 就任監事

氏 名	住 所
中 嶋 貞 義	朝倉市古毛2418番地 1
鳥 居 基 義	" 長淵581番地 1
師 岡 俊 幸	" 大庭3989番地

福岡県告示第2013号

田中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
松 本 登	田川市大字伊加利693番地の 7
木 下 和 良	" " 595番地の 3
佐々木 作 吉	" " 1588番地の 1
丹 村 善 弘	田川郡大任町大字今任原1976番地

2 就任理事

氏 名	住 所
進 野 義 政	田川市大字伊加利1588番地の6
松 本 眞 慈	" " 693番地の7
佐々木 秀 男	" " 1588番地の1
木 下 次 枝	" " 595番地

福岡県告示第2014号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ福津店
 (2) 所在地 福岡県福津市宮司2丁目641

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年6月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,737㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県福津市宮司2丁目641	92

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県福津市宮司2丁目641	56

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県福津市宮司2丁目641	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県福津市宮司2丁目641	15.46

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ナチュラル株式会社	午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福津市宮司2丁目641

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第2015号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、平成17年7月福岡県告示第1302号で公告した田中土地改良区が行う土地改良事業計画の変更認可申請を適当であるとした決定については、取り消したので、公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2016号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人遊び塾ありギリス

(2) 代表者の氏名

城石 俊憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区別府4丁目8番16-201号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定の子ども及び青少年に対して、野外教育や国際交流に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2017号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人玄海さつき松原保存会

(2) 代表者の氏名

中野 正幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市神湊118番地4 神湊地区コミュニティ運営協議会内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供をはじめ、広く地域住民に対して、さつき松原の松苗植栽及び維持管理、松原保存に関する普及啓発事業などに関する事業を行うことで、環境の保全及び社会教育の推進等に寄与するとともに、これらの活動に地域住民の積極的な参加を促すことで地域コミュニティの活性化を進めていく。

福岡県告示第2018号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ちくしスポーツネット

(2) 代表者の氏名

石倉 実

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市筑紫駅前通2丁目77番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、次世代を担う子ども達とその家庭や地域社会に焦点を当て、スポーツをテーマに社会教育の推進・子どもの健全育成を図る活動、その他地域の安全に関する事業を行い、地域スポーツ振興及び安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2019号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 オープンスクールM.R.C.

(2) 代表者の氏名

伊萬里 理加子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区清川3丁目8番17-404号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、学校や社会生活に馴染めない子どもたちに対して、社会に出て行くための足がかりとなる場を提供し、人間関係を学ぶことによって生きる力を身につけてもらう事を目的とする。

福岡県告示第2020号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 はな

(2) 代表者の氏名

川上 頼子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区柏原1丁目1番49号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいがあっても地域でいきいきと安心して働き、暮らしていけるように支援活動を行いながら、福祉の増進に寄与し、豊かな地域作りに貢献していくことを目的とする。

福岡県告示第2021号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ABCネットワーク虹

(2) 代表者の氏名

西 真由美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区上川端町1番5号福岡花村ビル302号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、AアートBビューティCカルチャーを基に音楽・美術などの芸術を通して、日本の文化（主として浮世絵等の江戸文化や精神）を中心に学びまた、美容健康に関する事業を行い、心身共に美しく健康になることを目指す。

また特に若い世代や女性に日本の伝統文化の素晴らしさを学んでいただくと共に、美容や芸術・文化を通しての社会進出や自立を促すための学習活動の機会や場所を提供する事業を行い広く社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第2022号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州青年みらい塾

(2) 代表者の氏名

松尾 孝治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州全地域において地域振興のための事業を青年自ら企画・運営することを通して、塾生相互の自己研磨の場とするとともに、まちづくりの次世代のオピニオンリーダーを創出し地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2023号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える福岡の会

(2) 代表者の氏名

古賀 信敞

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区茶山2丁目27番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、家庭の支えの乏しい青少年の自立のために、自立援助ホームを開設、運営するとともに、青少年の自立に向けての相談・支援活動等を通して、より良い市民参加型の援助システムを研究し、発信していくことを目的とする。

福岡県告示第2024号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区塩屋	平成18年11月10日から 平成19年10月31日まで

福岡県告示第2025号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成19年8月2日から 平成19年11月16日まで

公 告

公告

平成19年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成20年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成20年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成20年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成20年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者
- 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、都道府県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成20年2月15日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。なお、試験

の説明を午後1時から行う。

(3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号
福岡経済大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、県内に住所地を有する者は、当該住所地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健所（ただし、北九州市にあっては、小倉北区以外は各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センターとする。）へ、県外に住所地を有する者は、直接福岡県保健福祉部医療指導課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して所定の切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成20年1月4日（金曜日）から同月11日（金曜日）までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成20年1月11日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成20年3月12日（水曜日）午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問い合わせには応じない。

公告

第36回採石業務管理者試験（平成19年10月12日実施）の合格者を次のように発表する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

合格者受験番号

1	7	8	12	25	40
43	51	63	69	71	76
91	92				

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年10月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

ティーエヌピー株式会社

(2) 所在地

福岡市東区松田三丁目1番20号

(3) 代表者

代表取締役 大谷 未夫

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年10月9日

4 処分の理由

事業者が、平成19年9月10日午後4時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1979号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、平成19年10月15日から効力を生ずるものとする。

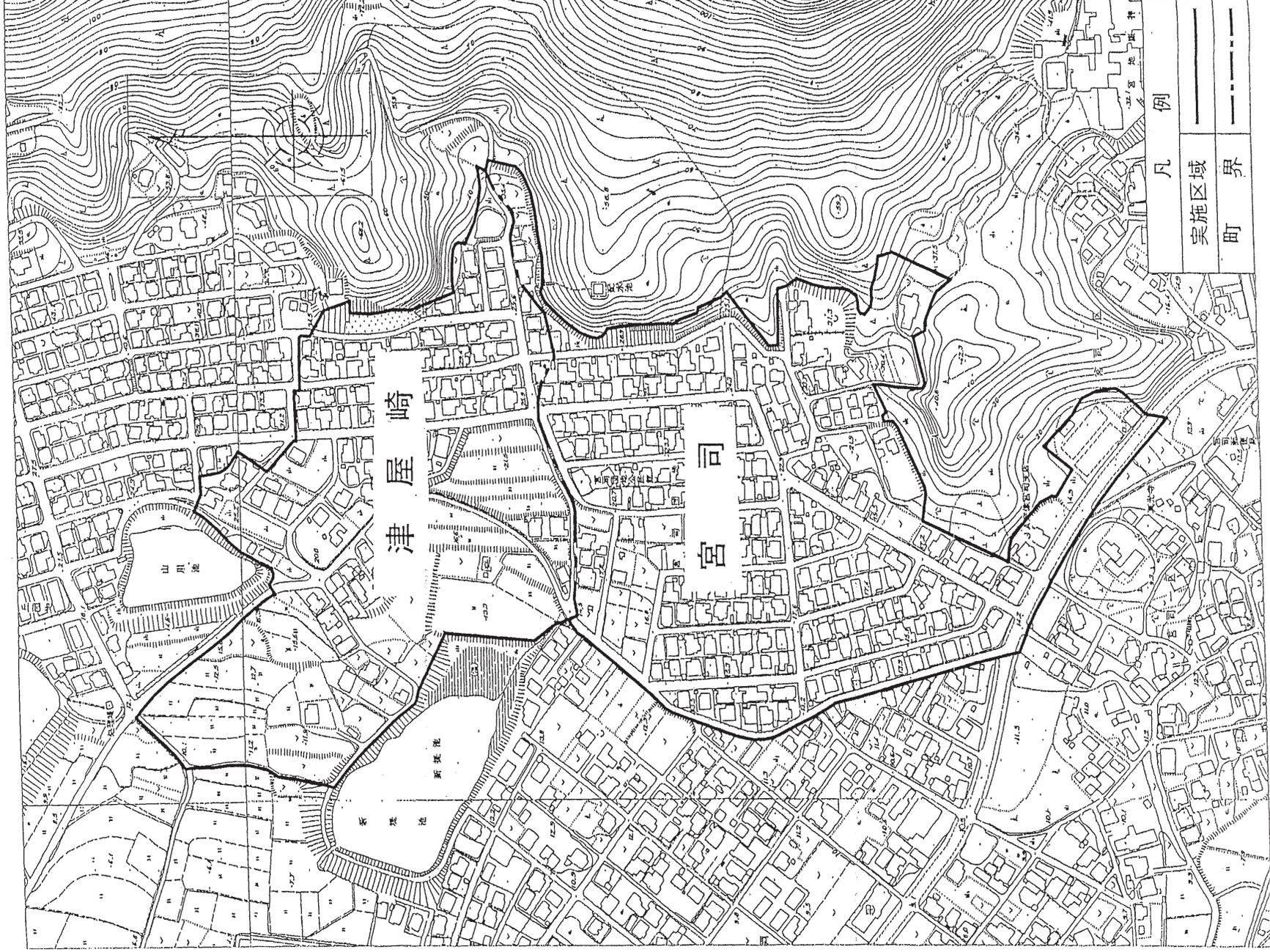
なお、平成19年10月福岡県告示第1839号は、取り消す。

平成19年10月15日

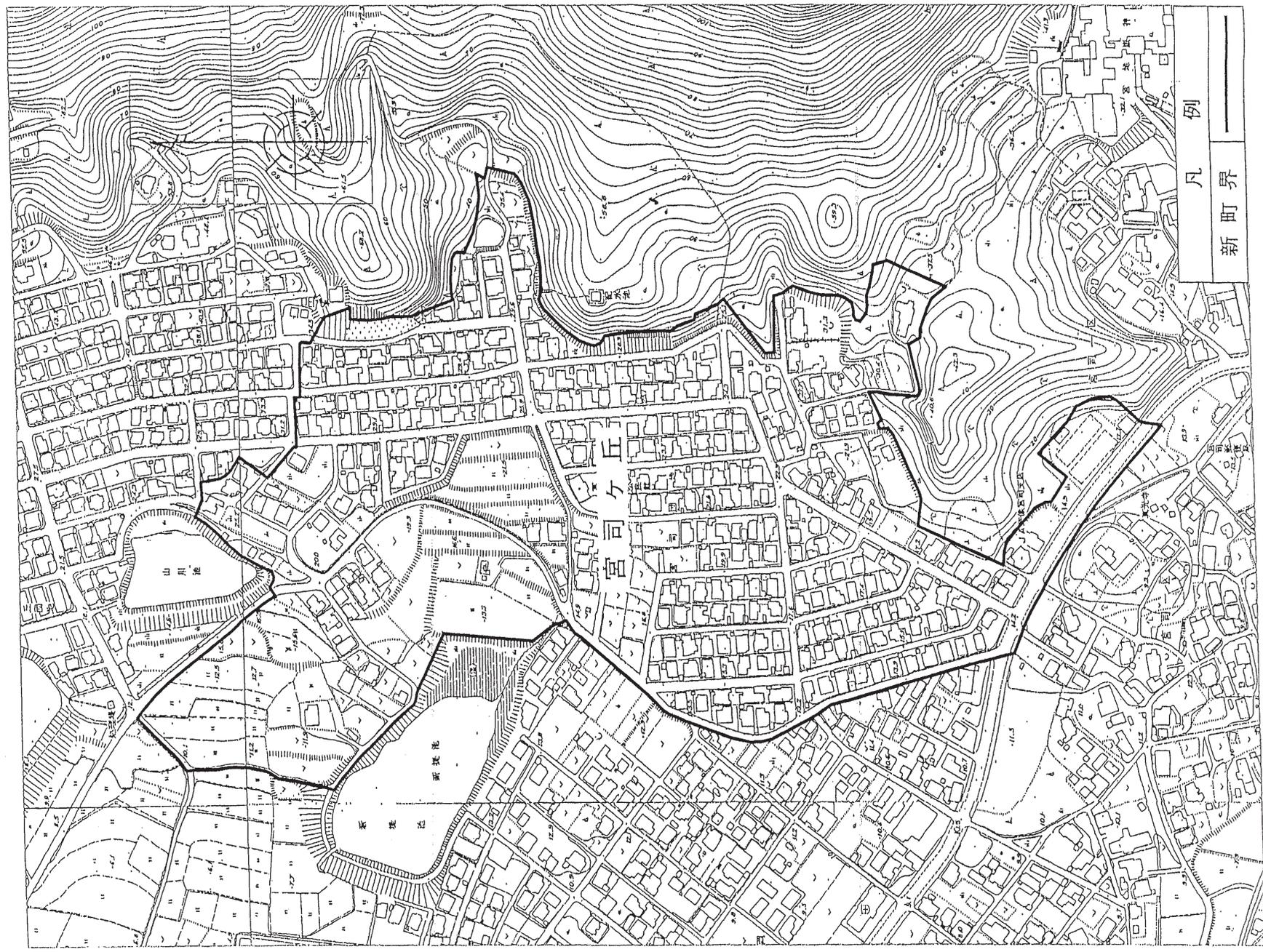
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の町の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1

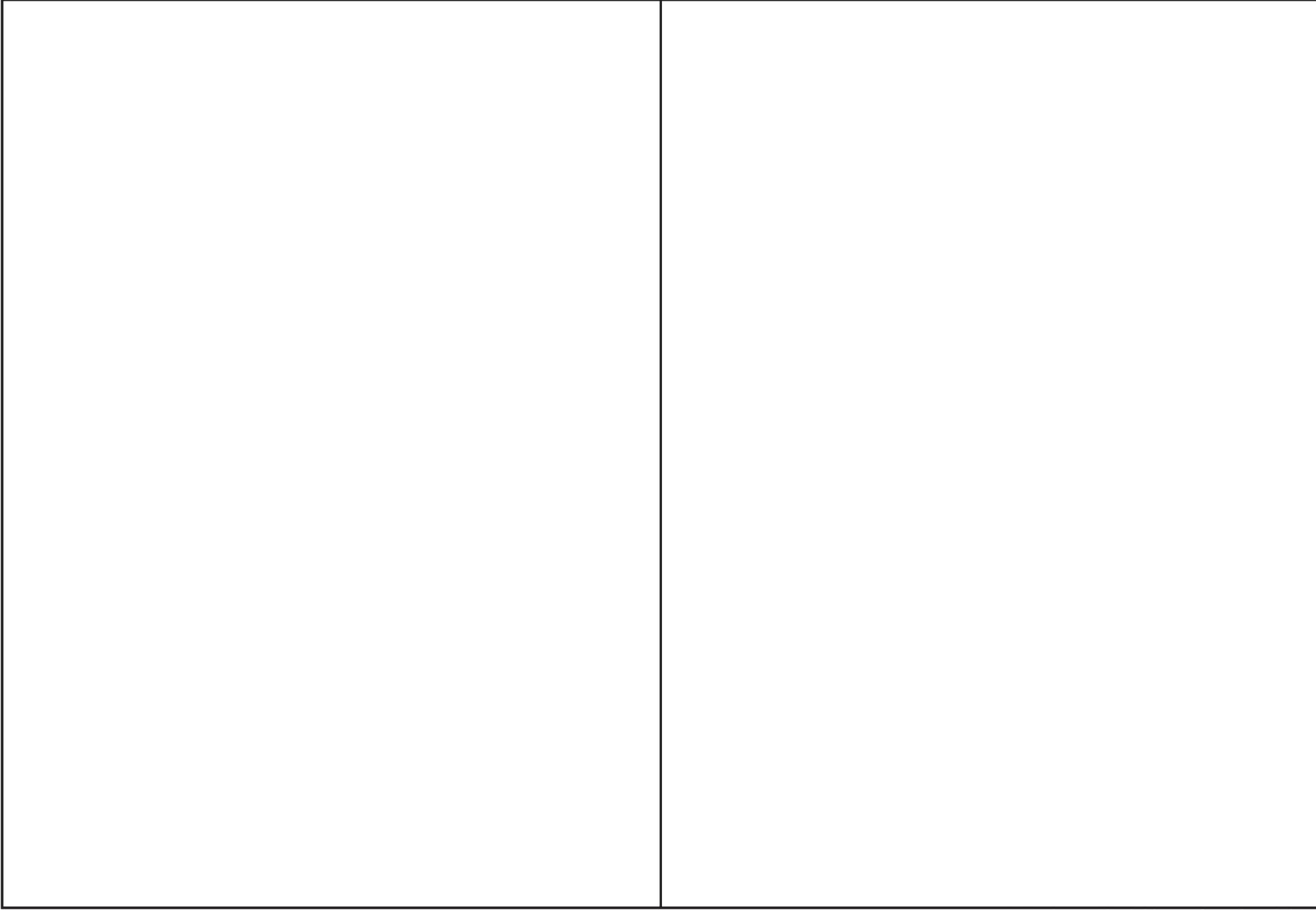


別図2



正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤				
					上	下								
19・10・3	2734	告 示	1820	5					<table border="1"> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>山川町甲田</td> </tr> </table>		山川町甲田	<table border="1"> <tr> <td>大字</td> </tr> <tr> <td>甲田</td> </tr> </table>	大字	甲田
山川町甲田														
大字														
甲田														
19・10・17	2739	公 告		13			3		福岡県知事 麻 生 渡	福岡県公安委員会				



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



可能紙各率100%再生紙を使用しています